

は、けつこうであります。が、調剤権についても、すでに話し合がもうついておる。国会としての意思是、大体決定されておるわけであります。その点をひとつ十分御参考願つて、お述べ願いたいと思います。

○松永委員長 それは論議しておつたのではきりがありませんから、御意見を聞くことはいいと思いますから、どうぞ御意見だけお述べ願います。高橋参考人。

○高橋参考人 私高橋でございます。私がこれから申し上げたいと思いますことは、決して法務府の意見でもありませんし、また政府の意見でもございません。ただ個人としての意見であります。たゞお私は医師会にもまた歯科医師会にも、知人も関係もございません。全然私の職務を同じように公平であると信じております。その点につきまして、どうぞあらかじめ御了承願いたいと思うであります。

ただいまお尋ねの点であります。参議院の修正意見と申しますが、修正案と申しますか、これはしごく当然のことでおりまして、法律的に申しましたのであります。別段これにこうあつてほしいあるは、この法案自体が、ある意味で言うと憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へて別段これにこうあつてほしいあるは、この法案自体が、ある意味で言うと憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へて別段これにこうあつてほしいあるは、この法案自体が、ある意味で言うと憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へて別段これにこうあつてほしいあるは、この法案自体が、ある意味で言うと憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へて別段これにこうあつてほしいあります。

なぜ憲法違反か、こういうふうな問題に入るのあります。私は検事として職務を遂行するかたわら、学校その他におきまして憲法をいささか研究しておるものであります。これは純粹に法律的見地であります。決して政策的に何も意味しておるのではなくて、憲法違反があるのではないか。しかもこの医業分業法案の審理にあたります。決して政策的に法律的見地からこれに検討があまり施されておらないのではないか、こういうふうな意見を持つものであります。何ゆえかと申しますと、医師法の七條には医師でなければ医業を営むことはできない、こういうふうに現行法は既定しておるのであります。この医業という意味につきまして、従来大審院の判例その他いろいろ現われますところの学者の意見、こういうようなものにつきましては、診察それから授業、この二つが含まれておることは申すまでもないであります。授業にはもちろん個々の調剤と、それから薬剤の投与と、この二つが含まれられます。そういたしますと、わが国の歴史上、また法理的に各種の旧医師法、新医師法、その他関係法令を全部見てみますと、医業を営むということは医師の特権である。すなわち医師の権利である。ほかから侵害されないものである。こういうふうになるものと思いまして、私個人の意見といたしましては、この法案自体が、ある意味で言うと憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へて別段これにこうあつてほしいあります。その点につきましては、決して別段これにこうあつてほしいあります。

医師の調剤権を奪うといふことが、はたして妥当かどうか。この点について疑いを得ないのであります。わが国憲法はこういうふうに、権利とされるものにつきましては、いわゆる基本的人権として厚く保護することになつております。憲法十一條以降四十條までが、その基本的人権の各種の保護の規定であります。医業はまさにその権利の一つに當るわけであります。しかば医業は絶対的のものではありません。医師の調剤権を奪うといふことが、公共の福祉に反するかいないかと云ふ問題であります。これは私が考え、またいろいろの事件を通して、医師が調剤権を持つことと公共の福祉に反するという結論は出て来ないのであります。そういたしますると医師が社会人として常識的に判断しまして、医師が調剤権を絶対的に奪うといふこの改正案は、むしろ憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へておるのであります。ところが参議院の修正案におきましては、その点について憲法違反といふものが、幾分とも緩和され得るのではありますから、むしろ当然のことの規定であります。この点につきましては、私は特に意見はないであります。

○松永委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めます。

それから高橋参考人にお尋ねしますが、ほかにお述べになる御意見がございましたら、ひとつ……時間をお急ぎのようになりますから……。

○高橋参考人 別段ございません。

○松永委員長 別にないようありますので、次は日本医師会の理事藤原哲

君から、この修正案に対しまして何が御意見があれば承ります。

○藤原参考人 本日は修正案についての意見を述べよということであります

ので、原案についてはいろいろ考えることもありましたが、申し上げません。

調剤権を奪つても憲法違反の問題は起きておらないであります。が、公共の福祉に反しないにかかわらず、医師から調剤権を奪つてしまふ、絶対に与えないといふ問題は医師に調剤権を与えること

とが、公共の福祉に反するかいないかと云ふ問題であります。これは私が考え、またいろいろの事件を通して、医師が調剤権を持つことと公共の福祉に反するといふ結論は出て来ないのであります。そういたしますると医師が社会人として常識的に判断しまして、医師が調剤権を絶対的に奪うといふこの改正案は、むしろ憲法違反の疑いがあるのではないか、こういうふうに考へておるのであります。ところが参議院の修正案におきましては、その点について憲法違反といふものが、幾分とも緩和され得るのではありますから、むしろ当然のことの規定であります。この点につきましては、私は特に意見はないであります。

○松永委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めます。

それから高橋参考人にお尋ねしますが、ほかにお述べになる御意見がございましたら、ひとつ……時間をお急ぎのようになりますから……。

○高橋参考人 別段ございません。

○松永委員長 別にないようありますので、次は日本医師会の理事藤原哲

たかということを願ふますと、残念ながら私どもは、たとえば医療問題にいたしましても、医療機関として満足しがたい妙なものが、結論として出された過去の歴史を持つておるのであります。そういう意味におきまして、この論争をここで打切りという意味ならば、むしろこの本則においてはつきりしたものを測定していただきたい方が、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

の皆様が、医療というものが決して物のやりとりではない、いわゆる物品の売買でない、そういう関係でないといふことを深く御認識願つて、医療といふものを、医師と患者の精神的な結びつきの点においても、十分なる御理解をもつてこの法案を考えいただきかなれば、医師は将来医療に対しても十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきたいが、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

の皆様が、医療というものが決して物のやりとりではない、いわゆる物品の売買でない、そういう関係でないといふことを深く御認識願つて、医療といふものを、医師と患者の精神的な結びつきの点においても、十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきかなれば、医師は将来医療に対しても十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきたいが、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

の皆様が、医療というものが決して物のやりとりではない、いわゆる物品の売買でない、そういう関係でないといふことを深く御認識願つて、医療といふものを、医師と患者の精神的な結びつきの点においても、十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきかなれば、医師は将来医療に対しても十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきたいが、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

の皆様が、医療というものが決して物のやりとりではない、いわゆる物品の売買でない、そういう関係でないといふことを深く御認識願つて、医療といふものを、医師と患者の精神的な結びつきの点においても、十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきかなれば、医師は将来医療に対しても十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきたいが、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

の皆様が、医療というものが決して物のやりとりではない、いわゆる物品の売買でない、そういう関係でないといふことを深く御認識願つて、医療といふものを、医師と患者の精神的な結びつきの点においても、十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきかなれば、医師は将来医療に対しても十分なる御理解をもつてこの法案を考えていただきたいが、むしろ将来に悔いを残さないでよいのではないかという考え方私どもは申します。しかしながら先ほど申し上げましたように、いろいろ御議論もありますし、かつまたお忙しいところを皆様方にたいへんこの問題のたまごを組みまして、国民医療の良識をもちまして、少くとも薬剤師と医師とが手を組みまして、国民医療の向上のために心からなる協力をすることができ、最もこの法律の解釈の上において大事なことであろうと考えられます。私どもはここで再び申し上げます、医療というものを行いまする上におきまして、医療に支障を来さないといふところの保障が与えられるならば、私どもはこの修正案をもつて満足して、医療のために挺身したいといふ考え方を持つております。なお日本医師会といたしましては、最近世界医師会の加入も許されまして、この九月にはストックフォルムに代表を送ることになつておりますが、かくのこときまことに非常識なる論争が長く続ぎ、国民を迷わしておるという事を、われは世界の人たちに伝えるを得るかどうか、はなはだ残念であると私は考えるものであります。少くともすべて国民

この点は十分ひとつわれ／＼は医師、薬剤師とともに吟味して考えなければならぬ点であろうかと考えます。これはいろいろ悪く解釈いたしますれば、医師が誘導尋問式に、私のところで調剤してあげるというようなことを、しないかということをおそれる向かいもしないでありますけれども、私は医師の良識に訴えたいのであります。お互いに専門分野を明確にして、責任を明らかにして、調剤は調剤、診療は診療で行こうじやないかといふ原則を定めました以上は、全国の診療に従事する医師は良識に従つて、時に患者が求めた場合に限つて調剤をする。この原則を必ずや守つていただけに違ひがないことを確信して、医師に期待をかけている次第であります。そういうふうに医師を信頼し期待をし、同時にこの二十二條の政府原案のままの原則が、明瞭にここに医業分業を法制化したものであるという見解のものとに、私は薬事法の修正案にも同意を表したい、かよううに考へるわけであります。ただいま医師会代表の藤原先生からお話をございましたが、一昨日の御論議のございました通り、医と薬はちよどく車の両輪でござりますから、今はどうも片っぱになつてゐるような状態にございますが、この修正案をもしもこの委員会で御可決くだいまして、衆議院の本会議を通過いたしましたならば、われ／＼は医師と相提携して遵法精神を発揮いたしまして、そうして国民の医療の向上あるいは医療費の軽減のために、医と薬との持つてゐる義務を十分に忠実に履行いたしまして、医学の理想を実現するために相提携して進んで行くべきものであろ

う。またわれ／＼の方では、全薬剤師がそういう覚悟を持つて医師側と提携をいたしまして、皆様に御心配をかけないような医療制度と、医療の内容の向上をはかるところの準備を持つておるということを証言いたしまして、修正案に全面的に同意を表しておきたいと思います。

○松永委員長 次に日本歯科医師会理事沖野節三君の御発言を願います。その御意見を承りたいと思います。

この原則を必ずや守つていただけに違ひがないことを確信して、医師に期待をかけている次第であります。

この原則を必ずや守つていただけに違ひがないことを確信して、医師に期待をかけている次第であります。

○沖野参考人 実は会長自身が出て来るはるはずであります。が、急な電報の催促でございまして、ほかに用がありまして、実は私会長でなくて理事でございまして代理で参りましたのが、よろしくお願ひいたします。

この医業分業に関しましては、医師会、薬剤師協会の非常な熱心な御検討がありまして、直接新しい研究に入りましたのが昨年の八月だったと思うのですが、よくお話しを聞いて、ほんとうに国民の意思といいますか、あるいは医療を受ける患者あるいは看護をしておる責任者の意思も、ここにいささか含まれておるという点において、ほんとうに国民の意思といいますか、あるいは医療を受ける患者あるいは看護をしておる責任者の意思も、こたましても一方にはこれを納め切れないので、日夜苦心いたしておりますのであります。御承知のごとく昨年は受診率は約六七%程度であったのであります。が、昨年におきましては八〇%、本年度におきましては九〇%ないし一〇〇%程度になるのではないか、こういふような上昇をいたしております。それに保険料も漸次上昇をしておるの微妙に医師、薬剤師、歯科医師を通じて国民に作用するのではないかといふことを考へまして、この修正案に対しても、この際日本歯科医師会としては賛意を表したいと考へているわけであります。

○松永委員長 次に国民健康保険団体中央会事務理事、江口清彦君の御発言を願います。御意見を承りたいと存じます。

○江口参考人 長い歴史をもつて十分に入つて、両方にきらわれるようなことを言つたり、両方に妥協を申し込んだりして今日に至つたのであります。が、幸いにして医師会、薬剤師協会の大体の御意思がきまりましたことは、上昇ということであります。しかし万一一医療費が上るということがあつたら、非常に困るわけござりますので、その点につれて、少くとも今日より医療費が引きましてはどうか三方面的医療関係の方々も、国民医療の真相を把握いたさるわけござりますので、その点につけて、その点は双手をあげて賛成をいたしました。

○松永委員長 次に国連会事務理事、江口清彦君の御発言を願います。御意見を承りたいと存じます。

○江口参考人 長い歴史をもつて十分に入つて、両方にきらわれるようなことを言つたり、両方に妥協を申し込んだりして今日に至つたのであります。が、幸いにして医師会、薬剤師協会の大体の御意思がきまりましたことは、上昇しないように、ひとつ御考慮いたさかたいと存ずるのであります。あるべきまでも、国民医療の真相を把握いたさるわけござりますので、その点につけて、少くとも今日より医療費が引きましてはどうか三方面的医療関係の方々も、国民医療の真相を把握いたさるわけござりますので、その点につけて、その点は双手をあげて賛成をいたしました。

○松永委員長 次に健保組合連合会常務、上山顯君に御発言を願い、御意見を承りたいと存じます。

○上山参考人 私たちといたしましては、医業分業の問題につきましては、原則としては賛成である。ただこれはおきましては、それは自分たちの方で何とかめんどんをみてやろう、こういふよくな確約を実はほしいわけでありました政府、議会におかれましては、もし万一上昇いたしました場合には、医業分業の問題につきましては、原則としては賛成である。ただこれはおきましては、それは自分たちの方で何とかめんどんをみてやろう、こういふよくな確約を実はほしいわけでありました。それなりませんから、漸進的に段階を追つてやるのがよからう、かよう考へておつたわけあります。それと同様にひととおり先を向けて御同情を願つたいたい。そういたしますすれば国民保険

解いたしまして、喜んでこの実施に協力するということが望ましいと考えておつたわけあります。そこで漸進的

その点につきましては、政府の原案におきましても、相当の猶余期間を設けておりまして、まず無理なくできるのじやないかという考え方を持つておつたのであります。ただあの案につきましては、この案の実施の重要な関係者でありますところの医療関係者方面が、非常に反対であるということにつきまして、遺憾に思つておつたわけであります。つきましては今回の修正案は、関係者、関係団体の大半の了解賛成が得られるだろうというお考えをもつて、でき上つたものと思うのであります。ついで、その趣旨につきましては、十分私たち了とすることができるのにあります。でありますから、どうか関係者、関係団体がこの実施につきましては、誠意をもつてお互いに御協力願うということを希望いたしました。

○松永委員長 次に参考人の諸君に対

いたい。しかも先般参議院におきましたので、法務府の意見長官は、今度の政府が出しました法案は、公共の福祉に反する限りこれを法律で制限することは、憲法違反行為でない、かような解釈をしておるのであります。法務府の意見長官と、法務府の検務局の高橋検

事との見解が、全然異なるおつたのであります。ただあの案につきましては、憲法違反行為でない、かのような解釈をしておるのであります。法務府の意見長官と、法務府の検務局の高橋検事と、意見長官と、法務府の検務局の高橋検事として、高橋君が本委員会に出ておられたのは、やはり法務府の検務局の検事として、高橋君が本委員会に出ておられるのであります。法務府の検事の意見が違うということとは、国会でいかうな法律をつくりまして、それぞれ意見が違うと申します。意見長官と検務局の検事との間に意見の相違があるということは、まとめて、医師会といたしましては、どういうようない法規の本文において、そういう事項はきめてもらいたいという御意見のようにお伺いいたしましたのでございますが、もしこの但書に出ておりますように、省令できめるということになりたいお考えでござりますか、承りたいと存じます。

○藤田(昌)委員 藤原参考人にお尋ね申し上げたいのでございますが、先ほどの御意見によりますと、医師法二十条の修正案の但書の省令云々のと

事として、高橋君が本委員会に出ておられるのであります。法務府の検事の意見が違うと申します。意見長官と検務局の検事との間に意見の相違があるということは、まとめて、医師会といたしましては、どういうようない法規の本文において、そういう事項はきめてもらいたいという御意見のようにお伺いいたしましたのでございますが、もしこの但書に出ておりますように、省令できめるということになりたいお考えでござりますか、承りたいと存じます。

○藤原参考人 私の申し上げました但書の部分であります。むしろ私どもが医師として許されたいわゆる治療を行つて、この点に対して重大なる関心を持つて、これのいずれが正しいかといふことを決定すべきだと思うのであります。どうか委員長において、すでに高橋検事が帰られたあとでありますけれども、事重大であります。従つてこの問題については、法務府並びに政府に対して、委員長としてしかるべきことを決定すべきだと思うのであります。どうか委員長において、すでに

高橋検事が帰られたあとでありますけれども、事重大であります。従つてこの問題については、法務府並びに政府に対して、委員長としてしかるべきことを決定すべきだと思うのであります。どうか委員長において、すでに高橋検事が帰られたあとでありますけれども、事重大であります。従つてこの問題については、法務府並びに政府に対して、委員長としてしかるべきことを決定すべきだと思うのであります。どうか委員長において、すでに

○福岡(昌)委員 もう一点重ねてお尋ね申し上げたいのでございますが、昨日私は省令の定めるところはどういう範囲かということを、医務局長にお尋ね申し上げたのでござりますが、そのと

う字句をとるべきだ。このくらいに考へておるわけであります。しかしながらどうしてもこれを削らぬといふことがありますならば、私どもは次に申しますが、この点は法務府検事としての個人高橋という慣用語もあ

るわけでありますから、今有田委員の

お説のこととく、委員長において十分調査の上、後刻当委員会に御報告を申し上げることにいたします。

○藤原参考人 たとえば診断の未確定の場合は、これは病氣にもいろいろあります。簡単に診断のつくものもありますが、診断のついたときは、もう命がなかつたといふようなむずかしい病氣もあります。だんだん衰弱いたしますし、ことに心臓は弱って参ります。そういうときに、われわれは診断が確定するまで、何ら投薬を施すことかできないことは、これは重大な問題であります。もしも医務局あたりでそういう御答弁があつたとするならば、私は臨床医家としては落第である、こう考ります。

○福岡(昌)委員 よくわかりました。次に藤原参考人に重ねてお尋ねいたしましたのであります。この審議会の運営及びその権限、内容にわたる問題でありますのが、厚生省にたくさん置かれています。これは医師会側からお考へいたしました場合、非常に民主的であるとお考へでございましょうか。

○藤原参考人 ただいまの御質問でござりますが、先ほど私参考人として申上げるときに少し申し上げましたが、われくの今日まで経験いたしましたところの立場から申しますと、医療におけるべきだ。このくらいに考へておるわけであります。しかしながらどうしてもこれを削らぬといふことがありますならば、私どもは次に申しますが、この点は法務府検事としての個人高橋という慣用語もあります。特に強い根拠があつての問題でありますならば、私どもは次に申しますが、このくらいに考へておるわけであります。しかしながらどうしてもこれを削らぬといふことがありますならば、私どもは次に申しますが、この点は法務府検

まして、民主的にはんとうにやる氣であるならば、当然大多数、少くとも半数以上は医療の担当者を入れて協議さるべきものであらうという考え方から、今までの審議会といふものの結論に對しては、はなはだしき不満を持つております。

○福田(昌)委員 重ねてお尋ねいたしますが、審議会の内容、いわゆるメンバーの編成、あるいはその審議会の運営におきまして、医師会としてどういふような御希望があるか。この点についてお伺いしたいと思います。

○藤原参考人 これはどうしても審議会を説明するということに決定いたしましたらば、ただいま私申しましたように、こういう特に臨床医に必要な事柄でありますから、数ある医師とそばにして、ほんとうに辛苦をなめている医者の立場をよく説明のできる人を入れまして、ほんとうによく医療の姿がどこにあるかということを、現わしておる。そういう意味において、少くとも机上の計画をするような人たちがこういうものを論すべきではない。必ずそういう臨床医家をこの面に充てたいなどきたいという希望を私申し上げます。

○福田(昌)委員 次に江口参考人にお尋ね申し上げたいのですが、サムス准将が再三にわたりまして、いわゆる医療分業の問題に対し示唆をお与えいただきました言葉の中に、今日の社会保険の点数におきましても、大いに勘案しなければならないのがある。たとえば薬代が百円で手術料が

五円といふよろな、かけ離れた日本の医師の報酬制度といふものはきわめて不都合である。従つて医師の専門家としての技術に対する適正な報酬を認めようには社会保険の点数の改正をやるべきであるといふ意味の言葉が盛らされております。こういう言葉も盛られておりますと同時に、サムス准将自身が、医療分業をすれば少なくとも一%か二%は医療費が高くなる、国民の負担が高くなるということを言わっております。こういうようなことを言われております。

○福田(昌)委員 重ねてお伺い申し上げます。

マムス准将のお言葉だけを借りて言いまして、ただいま申し上げましたような状態にあるのでございますが、医療分業がしかれますと医療費は一体上がるものであるかどうか。あるいはまた今日の社会保険の状態において、その医療費をまかなつて行つていいものであるかどうかといふことを、国民健康保険側に立たれましての医療分業に伴う医療費に対する見解を承りたい。

○江口参考人 医療分業によつて医療費が上るか、あるいは現在程度においてとどまるか、ないしはもつと安くなるか、こういうようなことにつきましては、ずいぶん研究もいたしましたのでは、ずいぶん研究もいたしましたのですが、なかへ結論といふ結論を得られませんで、多分上るのでないかといふことになつたのであります。こゝにしらうとから考えまして、たとえば处方箋料といふようなものをもし國民の負担において出すということになりますれば、端的にそれだけは新しく医療費が増すといふ結論になりはせぬまい。しかし医療分業によりまして、お医者の方で調剤の方を薬剤師におまかせになると、いふことになりますれば、結局従来の医師側の收入が減るといふことにりますので、医師側の收入をある程なりますので、医師側の收入をありますと、处方箋を交付しなければならないといふことになりますれば、結構あれかかの方から出さなければならぬ。それは国民が出すか、あるいは薬剤師協会の方でそれを負担するか。薬剤師協会の方におきましては、それは医者の方で出したのだから

申しますれば、若干医療費が下るのでないかといふように考へるわけでありまつて、私はお互いに相助が、まあ概して上るというような意見が多いようあります。従いましてこれにつきましては、上らないよう見が多いようあります。従いまして、厚生省の方でお考へ願うとともに、この三団体においてひとつそれを御考へたいと考へておるわけあります。

○福田(昌)委員 重ねてお伺い申し上げます。

○江口参考人 医療費に対する見解を承りたい。

○江口参考人 大体診察料の中に從来は入つておるのじやないかといふように考へておるわけでござりますが、しかし医療分業によりまして、お医者の方で調剤の方を薬剤師におまかせになると、いふことになりますれば、結局従来の医師側の収入が減るといふことになりますのであります。この修正案でけつこうでございますが、これが実施された場合に、医師の収入が一歩医師といふのは普通の開業医でありますので、医師側の収入をありますと、处方箋を交付しなければならないといふことになつておりますが、その医師の収入がよほど減少するか、その辺のお見込みをお聞かせ願いたいと思います。

○藤原参考人 この修正案の結果どう

なるかといふ問題であります。問題は、医師、薬剤師が協力いたしまつて、問題が提起されて参つておるのをござります。こういう場合に、医者だけには、そういう技術の特別な報酬が、まあ概して上るといふとおきになれば、もちろん医師ぶつて犠牲的精祾を払えといふようなの収入は減るでしよう。しかし私ども

が一朝で落すことになるという点から申しますれば、若干医療費が下るのでないかといふように考へるわけあります。

○福田(昌)委員 それは診察料としてその点数をふやすというお考へでございました。

○江口参考人 たいへんくどうよう

いかといふように考へるわけあります。

○江口参考人 その点は深くまだ研究すが、私たちの考へをいたしましては、これは診察料の方に含めていただ

いたしておません。

○福田(昌)委員 先ほどお話を通じてお聞きして上るというよう

御見解でございましょうか。

○江口参考人 その点は深くまだ研究すが、私たちの考へをいたしましては、これは診察料の方に含めていただ

いたしておません。

○福田(昌)委員 先ほどお話を通じてお聞きして上るといふ

御見解であります。

○江口参考人 それはお考へでございました。

○江口参考人 その点は深くまだ研究すが、私たちの考へをいたしましては、これは診察料の方に含めていただ

いたしておません。

○江口参考人 それはお考へでございました。

は、処方箋といら重大なる責任のあるものを書くときに、ただでやるつもりはございません。この点はよく御承知を願いたい。世の中にそういう責任のあるものにただのものは一つもないと思ひます。

○今野委員 処方箋をただでやらなき。それはけつこうなことです。そのため、今までよりも収入が少くなつても、それがはたして処方箋を書くということで補われるとお考えですか。

○藤原参考人 今急に計数的なことを申されましても、私ども修正案をつい二、三日前に見せていただきたばかりで、計算してみませんのでどの程度かということはわかりませんが、この問題が非常にうまく行わされた場合、医療というものが正しく行われるという点において、収入を論ずるということは私はおかしいと思うのです。正しく医療が行われることにおいては、わずかな収入が減るとかふえるとかいふことは問題ではない、こういうふうに考えております。ですから、今お話をどこまで行われるか。はたして厚生省が今度の修正案についても熱心にやられるか。前の法案のようにはうつておいて国民も啓蒙しない、何もかもやりつ放しだと、いう戦時中のあの混乱時代のようにすれば、私は今度もまた相かわらず同じことを繰返すのじやないか、こういうふうに考えます。

○今野委員 先日保険区の方々が衆議院の会館で集会を持たれまして、そこで、先ほど江口さんの証言にもあります、現在非常に保険料率が安いのと、もう一つは税金一

医は経済的に不可能になつてつぶれて行く人が相当に出ておる、そういうような訴えがあつたのであります。そもそも、とても経済的に不可能であるといふようなことになりますと、いくら一生懸命医療に従事しようと思つても困つて、これ以上減るといふことになれば、それだけ影響が大きくなるわけでありますので、その点率直にお答えを願いたいと思います。

○藤原参考人 こういう形がかわつたような委に見えますと、従つて医療と日本医療は、御承知通りいわゆる薬価と称して、私ども医療費をもらつておられる状態であります。この点が実に不透明であります。しかし私どもサムス准将から、薬を売つてその利潤によつて医者が生活しているような姿はいけないということを指摘されたわけでありまして、なるほど科学的にわれわれがすべての仕事をやつて行きます上に、無形の技術に対する報酬を要求する必要がある。この点はつきり区別して行かなければならぬといふことがよくわかつたのであります。従つてこの点に対し、御承知のごとく調査会が開かれたりいろいろつたもんだやつたのであります。が、結論は足のない幽霊のようなものができ上つたという状態であると思うのです。おそらくつかれたりいろいろつたもののがでたのではありませんが、その点いかがでありますか。

○藤原参考人 先ほど申しましたように、医師のいわゆる無形の技術に対する報酬といふものが認められるようになります。

○今野委員 その國庫補助といふのは、確かに医師のいわゆる無形の技術に対する報酬といふものが認められるようになりますが、その点に

うまくきちんと計算されて、理想に合

うように医療費を下げる方面に協力で

きるものかどうか。ほかの面はほつた

ものかどうか。ほかの面はほつた

ものなら、そらいうところへ参ります

と、おそらくこの心配はないのであります

ましようが、結局は医療費は上のもの

と考えております。

○今野委員 次に、江口さんにお尋ね

いたいのですが、私どもが心配してお

るそら医療費が高くなりはしませんかといふ点であります。その状態から見て

減らされれば医師の再生産といふこと

はむづかしくなり、今以上に苦しめら

れると、おそらく医者の内容が悪くな

つて、国民の不幸を来すと私どもは考

えております。

○今野委員 そうすると、今度の薬事法の二十二條の修正されたものによりましても、ともかく今は分業という建前に立つておる。それをできるだけ啓蒙その他で貢くことにする。そういうことになると、今の技術料をどうしても相当額とらなければ医者としてはやつて行けないそういうふうに承知してよろしいのですか。

○藤原参考人 さよまでござります。

○今野委員 そうすると、国民の医療負担はどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

いうふうに考えられます。最近の薬の値段の変動の模様などを見ましても、そんなに安くなるということは、外から見てもどうしてもふえることになると

計から言つて、何%という御見当をおつけになつておりますか。

○江口参考人 医療給付の二割を考えております。

○今野委員 それから課税の問題であります。一方で国庫補助を出しながら、他の方には出しておりますのであります。結局患者が病氣をした上に、税金を出しておるというからこどうあります。要するに医者の税金は患者が出ておるわけであります。結局

患者が病氣をした上に、税金を出しておるというからこどうあります。要するに医者の税金は患者が出ておるわけであります。結局

いたいのであります。最近健康保険の赤字その他によつて、医療内容が下つておる。下げざるを得ない。つまり

これがわかついていて、それができない

というような事態が相当あるやに聞き

及んでおるのであります。その点に

病気に対してこうすればいいといつこ

ういうものがもし数的にはじき出せる

ついて藤原さんの方と江口さんまたは上山さん、二者あるいは三者から、実情がおわかりでしたらお知らせ願いたいと思います。

○江口参考人 最近国民健康保険におきましては、診療報酬の審査という点につきまして、医師会の方と協力いたしまして盛んにいたしておりますが、現在まで医療内容が低下したといふ風評を聞いたことはございません。医師会におきましては、医療担当者は非常に努力しておられるということはよくわかるのであります。

○今野委員 そうすると先ほどからの質問によつて、この法案が実施された場合に、医療費が上がるだらうというのが大体の結論のようです。そしてそれが負担は、国民としてはとても背負い切れないというところにあります。もちろんお医者さんをこれ以上犠牲にすることもできない。そうするとあとは薬屋さんの方だけの問題になります。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕
そうすると薬剤師協会の方としては、この法案が実施されてしまつても医療費を上げないで済むような方法が何か考えられるかどうか。その点のお考えをおわせていただきたいと思います。

○青柳委員長代理 先ほどの御質問に対し答弁が残つておりますから……
○藤原参考人 先ほどお尋ねをいたしました点でございますが、この問題ははなはだむずかしい問題でありますて、医療内容の低下といふような問題は、これはまた立場を異にして論ずればいる／＼あるでありますけれども、事実今日の健康保険の受診率

をこらんになつていただくとよくわかつります。一定のわくの中ににおけるところの保険といふものにおきまして、いわゆる支払われるところの金というものは一定のものであるにもかかわらず、その状態はときによりまして、いわゆる家族診療というものがふえまして、受診率が非常にふえておる。従つて赤字なしにこれを押し切るうとすれば、必ずそこに無理が来るということは常識的にわかる。それにも限界があるという意味において、医療内容を低下させないようにあらゆる努力を医療担当者はいたしておりますが、最近のことはごとくなりまして、たとえば医療といふものはできるだけいい医療を与えたいというわれ／＼の気持と一方において金がないという気持との間に、患者がいかに気の毒であるかということを私たちが考えております。もう少しやつたならば、もう少しやつたならば、もう少しやつたならばと思いましても、監査といふものがありますし、審査といふものがありますと、はやられるといふことになりますと、はたしてこの医療が満足に行けるかどうか。これをひとつ皆様の良識に訴えまして、御判断を願いたいと思ひます。

○高野参考人 分業になりました場合に医療費が上がるか下るかといふことにつきましては、私は上のわけはないと思います。まじで今度は薬の買入れあるいは人件費、そのほかすべての手間、そういう支出の面も減るわけであります。まじで申しますと、半歳にわたりまして調査いたしました臨時診療報酬調査会の結果の答申は、きわめて簡単な原則論についておりますけれども、あの簡単な原則を出しします前に、医師会、歯科医師会、薬剤師協会、厚生省、あらゆる方面から実はデータをとりまして、そ

ります。一定のわくの中ににおけるところの保険といふものにおきまして、いま思つて盛んにいたしておりますが、現在まで医療内容が低下したといふ風評を聞いたことはございません。医師会におきましては、医療担当者は非常に努力しておられるということはよくわかるのであります。

○今野委員 そうすると先ほどからの質問によつて、この法案が実施された場合に、医療費が上がるだらうというのが大体の結論のようです。そしてそれが負担は、国民としてはとても背負い切れないというところにあります。もちろんお医者さんをこれ以上犠牲にすることもできない。そうするとあとは薬屋さんの方だけの問題になります。
〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕
そうすると薬剤師協会の方としては、この法案が実施されてしまつても医療費を上げないで済むような方法が何か考えられるかどうか。その点のお考えをおわせていただきたいと思います。

○青柳委員長代理 先ほどの御質問に対し答弁が残つておりますから……
○藤原参考人 先ほどお尋ねをいたしました点でございますが、この問題ははなはだむずかしい問題でありますて、医療内容の低下といふような問題は、これはまた立場を異にして論ずればいる／＼あるでありますけれども、事実今日の健康保険の受診率

をございましたが、現在ほとんどの保険といふものにおきまして、いわゆる支払われるところの金といふものは一定のものであるにもかかわらず、その状態はときによりまして、いわゆる家族診療というものがふえまして、受診率が非常にふえておる。従つて赤字なしにこれを押し切るうとすれば、必ずそこに無理が来るといふことは常識的にわかる。それにも限界があるという意味において、医療内容を低下させないようにあらゆる努力を医療担当者はいたしておりますが、最近のことはごとくなりまして、たとえば医療といふものはできるだけいい医療を与えたいというわれ／＼の気持と一方において金がないという気持との間に、患者がいかに気の毒であるかということを私たちが考えております。もう少しやつたならば、もう少しやつたならば、もう少しやつたならばと思いましても、監査といふものがありますし、審査といふものがありますと、はやられるといふことになりますと、はたしてこの医療が満足に行けるかどうか。これをひとつ皆様の良識に訴えまして、御判断を願いたいと思ひます。

○高野参考人 分業になりました場合に医療費が上がるか下るかといふことにつきましては、私は上のわけはないと思います。まじで今度は薬の買入れあるいは人件費、そのほかすべての手間、そういう支出の面も減るわけであります。まじで申しますと、半歳にわたりまして調査いたしました臨時診療報酬調査会の結果の答申は、きわめて簡単な原則論についておりますけれども、あの簡単な原則を出しします前に、医師会、歯科医師会、薬剤師協会、厚生省、あらゆる方面から実はデータをとりまして、そ

して医師の収入、支出、税金、そのほどをございましたが、現在ほとんどの保険といふものにおきまして、いわゆる支払われるところの金といふものは一定のものであるにもかかわらず、その状態はときによりまして、いわゆる家族診療というものがふえまして、受診率が非常にふえておる。従つて赤字なしにこれを押し切るうとすれば、必ずそこに無理が来るといふことは常識的にわかる。それにも限界があるという意味において、医療内容を低下させないようにあらゆる努力を医療担当者はいたしておりますが、最近のことはごとくなりまして、たとえば医療といふものはできるだけいい医療を与えたいというわれ／＼の気持と一方において金がないという気持との間に、患者がいかに気の毒であるかということを私たちが考えております。もう少しやつたならば、もう少しやつたならば、もう少しやつたならばと思いましても、監査といふものがありますし、審査といふものがありますと、はやられるといふことになりますと、はたしてこの医療が満足に行けるかどうか。これをひとつ皆様の良識に訴えまして、御判断を願いたいと思ひます。

○高野参考人 分業になりました場合に医療費が上がるか下るかといふことにつきましては、私は上のわけはないと思います。まじで今度は薬の買入れあるいは人件費、そのほかすべての手間、そういう支出の面も減るわけであります。まじで申しますと、半歳にわたりまして調査いたしました臨時診療報酬調査会の結果の答申は、きわめて簡単な原則論についておりますけれども、あの簡単な原則を出しします前に、医師会、歯科医師会、薬剤師協会、厚生省、あらゆる方面から実はデータをとりまして、そ

うにして医師の収入、支出、税金、そのほどをございましたが、現在ほとんどの保険といふものにおきまして、いわゆる支払われるところの金といふものは一定のものであるにもかかわらず、その状態はときによりまして、いわゆる家族診療というものがふえまして、受診率が非常にふえておる。従つて赤字なしにこれを押し切るうとすれば、必ずそこに無理が来るといふことは常識的にわかる。それにも限界があるという意味において、医療内容を低下させないようにあらゆる努力を医療担当者はいたしておりますが、最近のことはごとくなりまして、たとえば医療といふものはできるだけいい医療を与えたいというわれ／＼の気持と一方において金がないという気持との間に、患者がいかに気の毒であるかということを私たちが考えております。もう少しやつたならば、もう少しやつたならば、もう少しやつたならばと思いましても、監査といふものがありますし、審査といふものがありますと、はやられるといふことになりますと、はたしてこの医療が満足に行けるかどうか。これをひとつ皆様の良識に訴えまして、御判断を願いたいと思ひます。

○高野参考人 分業になりました場合に医療費が上がるか下るかといふことにつきましては、私は上のわけはないと思います。まじで申しますと、半歳にわたりまして調査いたしました臨時診療報酬調査会の結果の答申は、きわめて簡単な原則論についておりますけれども、あの簡単な原則を出しします前に、医師会、歯科医師会、薬剤師協会、厚生省、あらゆる方面から実はデータをとりまして、そ

うにして医師の収入、支出、税金、そのほどをございましたが、現在ほとんどの保険といふものにおきまして、いわゆる支払われるところの金といふものは一定のものであるにもかかわらず、その状態はときによりまして、いわゆる家族診療というものがふえまして、受診率が非常にふえておる。従つて赤字なしにこれを押し切るうとすれば、必ずそこに無理が来るといふことは常識的にわかる。それにも限界があるという意味において、医療内容を低下させないようにあらゆる努力を医療担当者はいたしておりますが、最近のことはごとくなりまして、たとえば医療といふものはできるだけいい医療を与えたいというわれ／＼の気持と一方において金がないという気持との間に、患者がいかに気の毒であるかということを私たちが考えております。もう少しやつたならば、もう少しやつたならば、もう少しやつたならばと思いましても、監査といふものがありますし、審査といふものがありますと、はやられるといふことになりますと、はたしてこの医療が満足に行けるかどうか。これをひとつ皆様の良識に訴えまして、御判断を願いたいと思ひます。

○高野参考人 分業になりました場合に医療費が上がるか下るかといふことにつきましては、私は上のわけはないと思います。まじで申しますと、半歳にわたりまして調査いたしました臨時診療報酬調査会の結果の答申は、きわめて簡単な原則論についておりますけれども、あの簡単な原則を出しします前に、医師会、歯科医師会、薬剤師協会、厚生省、あらゆる方面から実はデータをとりまして、そ

同時に第二十二条の職業選択の自由、この二つの規定に触れる問題であると考えます。その両規定とも「公共の福祉に反しない限り」という言葉がござります。問題は現行法におきましても、薬剤師が原則として調剤能力を認められておる。医師はそれより狭い範囲において認められておつたのであります。

今度の私どもの原案によりまして、その狭い医師の調剤権の範囲をさらに狭くしようというのにすぎないのであります。このことは広い、狭いの差こそあります。これましても、参議院におきまして修正をせられました修正案によりましても、同様のことが言えると思うのであります。従いまして、問題は現行法のもとにおいての理論で、この改正されようとしております法律案の問題と、私は本質的には同様に考えていいと考えております。そういう意味から考えますときにこれを形式的に論じますれば、もしも憲法違反であるとするならば、現行法もすでに憲法違反ということに相なるものと思うのであります。問題は先日來申し上げておりますように、医師、薬剤師といふそれぞれの専門の職業を持たれる方が、國家の制度において認められておりまますよう、医師、薬剤師といふそれぞれの専門の職業を持つたる方々が、憲法違反でないと存じております。

○齊田(二)委員 最後にもう一点業務局長にお尋ねいたしたい。薬事法の改正は、これについて業務局長としては、やはり憲法違反をお考へになつてお出しになつたか、そうでないか、この点結論をつけてお答え願いたい。

○鷹松政府委員 ただいま業務局長が申しましたとの私の意見はまつたく同様でありますと、結論的に申しますと憲法違反でないと存じております。

○松谷委員 先ほどすでにお帰りになりました高橋参考人が、私が同つたところでは、実に奇妙な意見を吐かれ去られたのであります。また今沖野参考人から、実はそれが気がつかなかつたから取上げられなかつたというような御答弁をいただいて、私ども今までして適当の制限を加えるということは、それは必ずしも憲法に違反するものではないと考へるのです。同時に私は、この二つの規定につきまして、公共の福祉に反するかなかという判断から、場合によりますと、医師の調剤権を認めなくてはならないと考へるのであります。同時に私は、この二つの規定によりまして、私どもが差しめた原案によりまして、憲法違反であることをおきましてもこうした問題を十分審議の上、一つの確定を得た上で改正がなされたものとされています。少くとも審議会等においてもこうした問題を十分審議の上、一つの確定を得た上で改正がなされたものとされています。

○松谷委員 そういたしましたと、昭和二十三年でございましたが、この二つの規定における調剤や投薬ということを自分のものだという考え方でもつて参りましたところが、意外にもこれは医師に原則的に全然ないと言つただけで、医療上非常に支障を來すような場合も認めな

が、少くとも法治国である今日の建前いたしておるのであります。これの方も、やはり医師会ではこれを医師の既得権に支障を侵害するものである、薬事法のうちに、私どもは診察から調剤、投薬に至る法律案におきましても、この規定は確かに絶対的に調剤の危険を禁止いたしておるのであります。これの方もむしろ議論をすれば憲法違反が強くなると考えるのであります。これもこまかい事情を申し上げますと議論があると思いますが、私どもはいずれにいたしましても空腹の医療制度の觀点に立ちまして、従来の医師の調剤能力に対しまして、それをさらに狭く制限していくという限度におきましては、公共の福祉に合致するものだといふうに考えまして、提出いたした次第であります。

○齊田(二)委員 最後にもう一点業務局長にお尋ねいたしたい。薬事法の改正は、これについて業務局長としては、やはり憲法違反でないと存じておりますと、この点はやはり有田委員から盛んに御質問がございましたが、ある程度はつきりとさせておかなければならぬと思ひます。この点は先ほど委員長の御発言にもありました、後刻その決定を委員会に御報告くださるというので、私も了としたのですが、実は沖野参考人の御発言を伺いまして、なおそろでは同つておかなければならぬと、いう気がいたします。

初めにこれは医師会代表の藤原参考人にお尋ねをしておきたいのであります。ですが、医師会の方とされば、やはり今回の政府原案によるところの改正案の立場をとるならば、これは憲法違反であるというお考への上に立つて、医師会は御討論になつておられたのかどうか。あるいは違つた立場からお考へだつたのかということを、参考までに伺つておきたいと思います。

○藤原参考人 私も法律にはあまり詳しくないものでありますから、詳細なことは申し上げかねますが、政府の原案によりますと、私どもが今まで長い間医療というものの一環として、いわゆる調剤や投薬というものをだといふ考へでもつて参りましたところが、意外にもこれは医師に原則的に全然ないと言つただけで、医療上非常に支障を來すような場合も認めな

方によつてそうであるかもしません

とも憲法上、これはどうしても憲法が優先すべきものであつて、法律の改正については特にこの点については考え

一條によつて、いわゆる違憲審議権と

いうものがわれど国民には当然あるのだから、これでもつてやるべきだと

いうくらいに実は考えておりましたところが、修正案におきまして、われわれの立場を認められまして、この意味

において修正案に同意をしたわけであ

ります。

○松谷委員 そういたしますと、医師といふものを医師が担当し、投薬の分野は薬剤師が担当するというこの一つの行き方、名は分業であります。この分業といふ薬自体に相当の反省をしなければならない点があると思います。私どもから考へれば、これはおの

おの専門の技術をそこに協力し合つたところの協業であると、私ども第三者

は考へたいと思うのですが、こ

ういうあり方といふものは医療の向上

になる、あるいは社会福祉の上から参りまして、より向上するものであると

思ひます。

○藤原参考人 先ほどからたび～申し上げましたが、医療といふものの中

に、私どもは診察から調剤、投薬に至

る考え方を、社会の福祉あるいは医師の付属物である、従属性であると

思ひます。

○藤原参考人 先ほどからたび～申し上げましたが、医療といふものの中

に、私どもは診察から調剤、投薬に至

るまでを医療と考えているのであります。であります。いわゆる調剤、投薬といら部分は、調剤師がおやりになるのを、やつていけないとわれ／＼は言うのじやなくして、われ／＼の医療の一部分をそこに手助けをしてもらいます。調剤、投薬に関する全部を放棄して薬剤師にまかせるという点では医療は成り立たない、こう考えていらっしゃるわけであります。その点は先ほどからおつしやいますように、明確に分離するといふことが他のものとは違います。

○松永委員長 今に閑連して、高野参考人から御発言を求めておりま

すからこれを許します。

○高野参考人 私はただいまの薬原理事の御答弁には全面的に反対であります。この議論をいたしますれば、もはや修正正案の議論でなく、薬剤師、医師の本部なりすべての根本的な議論にもどります。もしま調剤、投薬と

いうものが、医者の当然やるべきものであるという本質的なものであるならば、何がゆえに薬剤師を置いて、薬事法の中に調剤は薬剤師でやらなければならぬということをきめる必要があるでありますよ。か。先ほど高橋検事が憲法違反の論拠としたとして、医療中には診察、治療、投薬が含まれる、こういうお話をござります。これには判例にそういうことがござります。

○松谷委員長 なほこの際申し上げますが、参考の方々からは参考意見を聞くにとどめていただきたい。討論会ではありませんので、その点ひとつ質問者の方でもお考へ願いたいと思いま

す。

○松谷委員 今後この修正案を審議いたします場合に、やはり参考に伺つておかなければ、正しい批判ができると思いますので、時間をとりましてたまひ恐縮でございますが、伺わせて貰うものをお出しめたのですが、それはそれで伺つておきたいと思いま

す。

○藤原参考人 この場合藤原参考人になお一点お尋ねしておきたいのは、私どもこれはしらべ、当然この医療に対する解釈も判例もかわつて来なければならぬ。そういうふうな推移するところのいろいろの事情を考えないので、現在の法律で医者は調剤、投薬を許しているのですから、そこには医者のやるべき本務のほかに投薬まで医者の本務である。しかしながら、そこに医者のやるべき本務のほうに投薬まであるじやないかとお考へになりますれば、

○松谷委員長 今に閑連して、高野参考人から御発言を求めておりま

すからこれを許します。

○高野参考人 私はただいまの薬原理事の御答弁には全面的に反対であります。この議論をいたしますれば、もはや修正正案の議論でなく、薬剤師、医師の本部なりすべての根本的な議論にもどります。もしま調剤、投薬と

す。これは藤原さんからはきよよりめ

てお話を伺うのであります。医師会

とわれ／＼とは数次連絡を盡した問題で、一言私の見解を申し上げます。あります。が、誤解を招くといけないので、一言私の見解を申し上げます。

事の御答弁には全面的に反対であります。この議論をいたしますれば、もは

うものとは私は思つておりません。そ

ととしては、お医者様は医師としての一つの資格をお持ちになつておられる同時にそのお医者様が薬剤師としての資格をまたおとりたてて、そ

うしてその二つの資格をお持ちになつておる方が、その業務を両方あわせて

やつていただくことになれば、

たたひん愚論かもしませんが、今までしろうとは最も安心してその医

療を受けさせていただけるものではな

いからどうぞ。

ういうふうにおとり願いたいと思う。

私どもしろうとは最も安心してその医

療を受けさせていただけるものではな

いからどうぞ。

ういう意味におきまして、調剤に對す

るところの技術くらいのことは、医科

大学を卒業するときは持つておるのだ

事の御答弁には全面的に反対であります。この議論をいたしますれば、もは

うものとは私は思つておりません。そ

ととしては、お医者様は医師としての一つの資格をお持ちになつておられる同時にそのお医者様が薬剤師としての資格をまたおとりたてて、そ

うしてその二つの資格をお持ちになつておる方が、その業務を両方あわせて

やつていただくことになれば、

たたひん愚論かもしませんが、今までしろうとは最も安心してその医

療を受けさせていただけるものではな

いからどうぞ。

ういうふうにおとり願いたいと思う。

私どもしろうとは最も安心してその医

療を受けさせていただけるものではな

いからどうぞ。

ういう意味におきまして、調剤に對す

るところの技術くらいのことは、医科

大学を卒業するときは持つておるのだ

その報酬を受けなければならぬ。この考え方方に私はまだ納得が行かないでございます。その点な御説明いただける点がございましたら、承りたいのであります。

○藤原参考人 現在行われております健康保険をござりますと、やはり処方箋の料金はとれることになつておる。また事実健康保険を除いて考えるとしても、間違つて書きそこないますと、生命に影響するような非常に責任あるものです。そういう関係でわれわれが慎重なる態度をもつて書きます処方箋に対しては、今あなたのおつしやるようだ、区別をしないで行く医療費ならばともかくも、すべてのものに對して区別をして、科学的な技術、あるいは無形の能力に対する支払いをすることが明確にされるならば、当然これにも払われてしかるべきものじやないかと私は考えております。

○松谷委員 これは意見になるかもわかりませんが、私は從来医は仁術であ

るといふうに解釈したしております。もちろん何でも一つ一つが経済価値を基礎にした人間の生活社会でござりますから、これは当然やむを得ないことだと思います。しかし医療は、今日法づけられた健保の状態やその他の現状から見て、今発展の途上にござります。それはいろ／＼の弊害もあり、しかし私どもは将来よりよい医療日本をつくつて行こうとするときに、やはり处方をいたす場合における紙であるとか、あるいは時間であるとか、そういう事務的の費用は、これはもちろん当

然必要になつて参りましょうけれども、処方箋を書くのに処方箋代があるから責任あるところの処方箋を出せるが、そうでない場合には非常に無責任あります。

○藤原参考人 現在行われております処方箋より書けない。そういうおついたしますが、かりにそういうような誤解が今後生じて来るようなことがあつては、私は非常に残念なことだと思います。なお私も今後の医療費の検討にあたつて、きょうの藤原参考人の御意見もまた拜聴いたしながら、参考したいと思いますが、私の希望するところは、医療技術の中に処方箋を書く、そこまでをやはり含めてもらいたいものだと思うのでございます。

○青柳委員 私は政府御当局にお尋ねしたいと思うのであります。この原案は、大臣の説明書によりますと、政府は二つの調査会の答申に基いて出したものだとこうあるのであります。政府御当局から配付を受けました資料を、私は、大臣の説明書によりますと、治癒方針の決定であるそういうものは、医師の技術料として支払われるべきものである、こういうふうに理解をしておるのであります。従つて物としての処方箋の紙であるとか、インキ代であるとか、いろいろものについては、どちら方がよろしいのではないのだろうかという考え方であることを、申し上げておきたいと思います。

それからついでにはなほ失礼でございますが、委員長のお許しを得ましたので、ちよつと申し上げておきたいと思います。先ほど沖野参考人のお答えによると、とらないかといふ議論をいたしました場合には、先ほど申し上げましたが、先ほど申しました通り、処方箋料をとるか、とらないかといふ議論をいたしました場合に、正鶴を得ないかもしれません。したように、医師の技術料といふものと、紙代その他のものに対する対価といふものと、二つを区別して考える必要があるという意味でございまして、前の方の技術料に対しましては、当然これは医師の技術料といふものを考慮すべしといふ、臨時診療報酬調査会の答申もござりますのでその方で含め得るものではないか。あとわざかな紙代の問題は何か考える道があるのでないだろか、大体とらない方針でその方に含まれられるのではないか、こういう

ふうに考えます。

○丸山委員 ただいま医務局次長から、処方箋というものに対する定義を聞きながら、それでそれは憲法違反な處方箋より書けない。そういうおついたしますが、かりにそういうような誤解が今後生じて来るようなことがあつては、私は非常に残念なことだと思います。なお私も今後の医療費の検討にあたつて、きょうの藤原参考人の御意見もまた拜聴いたしながら、参考したいと思いますが、私の希望するところは、医療技術の中に処方箋を書く、そこまでをやはり含めてもらいたいものだと思うのでございます。

○久下政府委員 ただいまお読みになります。言いかえますと、治療方針の決定を文書に表示したもののが法律で申します処分箋である、かよう

に御理解願います。

○青柳委員 そういたしますと、政府は臨時医療制度調査会の意見を十分尊重してこの法案をつくりたのだ、そろは、この法案をつくりたのだから、それを御理解願います。

○久下政府委員 ちよつとあるいはお答えが正鶴を得ないかもしれません。したように、医師の技術料といふものが、先ほど申しました通り、処方箋料をとるか、とらないかといふ議論をいたしました上で处置をきめる方針であります。今後この問題を新医療体制で考えて行きます場合には、その点を明確に区分いたしまして、少くとも今まで社会保険などで使つております場合には、紙代といふものと、それから技術料を含まして考えたものであります。いわゆる処方箋料といふような場合には、少くとも今までおりましたように、処方と処方箋とは違ひます。いわゆる処方箋料といふもの辺をひとつ御説明願います。

○久下政府委員 ただいまお読みになります。言いかえますと、「処方」とは特定の疾病に対する薬剤による治療の処置方法に関する意見なり」ということが、いう意味は、たまたま申された处方箋の意味と同じであるのか。

○久下政府委員 正確に同じとは申せが、申し上げておきたいと思います。ここで処方箋料と申しておりますのれるか、若干疑念があるやに存じますので、よけいなことかも存じませんが、申し上げておきたいと思います。

○青柳委員 ただいまの問題であります。ただ伺つておりますと、処方箋料といふものについて、内容を、どういうふうにきめておられますか。若干疑念があるやに存じますので、よけいなことかも存じませんが、申し上げておきたいと思います。

○久下政府委員 ただいまお読みになります。言いかえますと、治療方針の決定を文書に表示したもののが法律で申します処分箋である、かよう

を検討してみませんと、これだけに触れて議論をすることは、あまり実は私ども意味がないと思つております。ですから問題は、下から積み上げて、各個の診療行為について適正な診療報酬あるいはわが国民経済の実情から、まず総額をきめてから、その範囲内において影響を検討するかという、費であるといふ計算をいたしますか、二つのやり方にかかるお思ひのあります。お思ひのやうにかかるお思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、一面におきましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、なお結論としては、先日来多くの方から御要望のございますように、総医療費においては、いかにかかりますか、考へておきますが、私どもいたしましては、二つのやり方にかかるお思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、なお結論としては、先日来多くの方から御要望のございますように、総医療費においては、いかにかかりますか、考へておきますが、私どもいたしましては、二つのやり方にかかるお思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、な

お思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、なお結論としては、先日来多くの方から御要望のございますように、総医療費においては、いかにかかりますか、考へておきますが、私どもいたしましては、二つのやり方にかかるお思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、な

お思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、な

お思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、な

お思ひのとおりでござりますが、私どもいたしましては、前のように行き方を十分考慮に入れつつも、なに行き方を十分考慮に入れつつも、な

に、根本精神をかえるという意味は毛頭ないでありますて、医師法第二十二條の第一項の医師の処方箋交付といふ原則は、これを確立しております。ただ省令の定めるところにより、診療上必要がある場合とか、患者が医師を信頼するの余り、特にその薬剤の交付を求めるという場合に限局いたしまして、原則はあくまでも医師の処方箋交付という原則を確立して行く考えでございまして、政府当局の答えられましたところとまつたく同様の見地に立つて、修正をいたした次第でございます。

○松谷委員 なお先ほどからたびへ論ぜられておつたのでございますが、ただいまの石原参議院議員の御説明をいただきまして、なお政府原案の趣旨を変更するものではないという再度の御説明をいたいたのでございますが、先ほどの次長の御説明の中にも、運用のよろしきを得ればという御答弁を変更しないために、省令に委託してある範囲についても、できるだけ狭くこれを解釈されると、いうような御答弁があつたと記憶をいたしますが、一番問題になつて参りますのは、この修正の運用する場合の問題だと思います。具体的には省令がどういう内容になるかということの、一つの大きな問題だと思うのですが、参議院側におかれでは、この省令について、当然省令が決定になり公布になります前に、参議院側もまたこの省令案を参考とさせて、御討議をなさつてくださるだけの條件をおつけくださいあるものと、解釈をいたすのでございますが、

この点は参議院側においてはいかがでございますでしょうか。

○石原参議院議員 この修正案を最後に議決いたします際に、各委員よりそれ／＼希望條項を付してあるのでございますが、谷口委員よりは、特にこの省令は大体こういう内容を盛つてほしいという希望條項まで列挙せられます。いざこの省令をきめまする際に、基本になりまする審議会設置法等もかけられることと思いますので、それらの際にはさらにそちらの問題をしまく揃り下げる、検討しておきたいというふうな希望を持つていることを申し上げておきます。

○松谷委員 これは参考までに申し上げておきたいでございますが、御承知のように参議院の厚生委員会においても、やはり十分御苦労くださいましたので、私は個人の考え方から申しますれば、むしろ省令できめる内容を、法律できめておいてもらいたいくらいに思つておられるところでございます。だいまの御意見とまつたく同感でございます。

○松谷委員 これは参考までに申し上げておきたいでございますが、御承知のとおりに参議院の厚生委員会においても、やはり十分御苦労くださいましたので、私は個人の考え方から申しますれば、むしろ省令できめる内容を、法律できめておいてもらいたいくらいに思つておられるところでございます。だいまの御意見とまつたく同感でございます。

○谷口参議院議員 ただいま薬事法の第二十二条のところにおきまして、患者または看護婦に対する改正案が、せつかりたの前回において決定をいたしました看護婦に対する改正案が、せつかりたのでございますが、その具体的な施行にあたりまして、いろいろと問題が出て参つておるような状態でございます。私ども衆参一致いたしまして改正を見たのでございますが、その具体的な施政にて改定いたしましたよろんなの一つをいただき、御注意をいたさうたいと思ひます。なお看護婦法の改正にて改定いたしましたよろんなの一つの意見の相違といふようなものは、ぜひこの問題についてだけは出していただきたくないということを、ひとつきよう御出席くださいました、業務局長はじめ医務局次長の責任をもつて、大臣検討をいたし、そしてまた両院のその改正の趣旨をまげることなく、行政面において十二分に運用してもらいますために、現在なお私どもも意見を披瀝しているところでございますが、やはりあの法案の改正と同じように、あるいはそれ以上に、またこの法案の改正において一番困難な面が出て來るのであることは避けさせていただきまして、たゞ御質問がございましたから、重複する点は避けさせていただきまして、たゞ

○松谷委員 なおこの修正はどうかいりますと、たゞへんに誤解が出て来る。せつかり参議院が「特に」という言葉をお入れいただき、また原案の専門分野の確立という精神を、そのまま十分に盛り込んでいた修正案であつて、この希

やはり十二分に審議会の法制を初めとしてこれを討論すると同時に、また衆院の法制委員会も、これについて十分の検討をいたした上におい、省令の決定を見るように、ひとつ参議院側も全力をあげて御努力をいただきたいと思うのでございます。もちろん御了承いただけるものとは思いますが、なおお答えをあえて煩わしておきたいと思うのでございます。

○石原参議院議員 松谷委員の御意見とわれ／＼まつたく同感でございます。私は個人の考え方から申しますれば、むしろ省令できめる内容を、法律できめておいてもらいたいくらいに思つておられるところでございます。だいまの御意見とまつたく同感でございます。

○谷口参議院議員 ただいまお話をよう、専門分野の方面に対しても、「特に」というのが入つておるかといふお話をございますが、もちろんそれがお話しでございますが、お私どもの参議院におきまして、附則の方に三十年一月一日からといふように、二十八年一月一日を特に二箇年まで延長しております。なお看護婦法の改正にて改定いたしましたよろんなの一つをいたさうたいとおも思いますので、お願ひをいたしたいと思います。

○谷口参議院議員 ただいまお話をよう、専門分野の方面に対しても、「特に」というのが入つておるかといふお話をございますが、お私どもの参議院におきまして、附則の方に三十年一月一日からといふように、二十八年一月一日を特に二箇年まで延長しております。なお看護婦法の改正にて改定いたしましたよろんなの一つをいたさうたいとおも思いますので、お願ひをいたしたいと思います。

るにもかかわらず、どうかすると誤解が多々出がちではないかと思うのでござります。その場合にどこまでも参議院側の御修正の御精神は、専門分野の確立ということに向つて、今後の日本の医療を進めて行くことが、一つの医療向上の面であるといふふうにお考えの上で、「特に」という言葉までございましようか。その点修正をなさいましたときのお考えを、もう少し詳しくひとつ伺わせていただきたいと思います。あるいはその箇所に「特に」でございましようか。その点修正をなさいましたときのお考えを、もう少し詳しくひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

○松谷委員 当局にお尋ねしたいので

か。その点をお伺いしたいと思います。

○久下政府委員 新しい医療費体系をつくります場合には、一点単価といふことはあまり問題にせずに、各診療行為ごとの報酬といふものが、問題に、なると思つております。私どもが先ほど申し上げておきますのは、現在の国民の医療費負担総額を基礎にしてと申しますのは、現在の点数によつて現わされておきますのでござります。内容におきましては、今申し上げたよろな、社会保険の点数と单価によつて現わされておきますの個々の診療行為に対する診療報酬を、根本的に再検討してみたいという考え方であります。

も先ほど申し上げておりますように、現行社会保険の薬治料の部分を折りたしたにすぎないのであります。それで、医師の報酬になりますものは、もちろんこの種のものも入りますと同時に、処置手術などに関しまして、それ等材料費と技術料というものをわけて検討して参ります。そういうものが加えられたものが、しかも医師がみずから材料費と技術料としてやります場合には、その材料費を含めまして、技術料とともに支払うということに相なると

けであります。そういうわけですか

○久下政府委員 どうも私の間いに対しても相違ないだけないような気持がするのであります。つまり私が聞いておるのは、医療費の総額を上げないように、この程度のものでやつて行こうというふうに見えるのであります。それで先ほどお配りくださつたこの「薬治料の分析」という資料の中で「その他(診察料の分子)」といふものがあります。これと今までの診療費、大体これを加えたものが医師に対する大体の報酬、そんなふうに見られるのであります。そういうふうにお考えあるかどうか。その

ら、十円必ずしも技術料でございますので、その意味で今まで私は申し上げたのでございます。結局個々の診療行為といふものを新たに検討いたしまして、しかも国民健康保険費の総額においてはかわらないよう、内的には個々の診療行為の配分が相当かわつて行くであろうという意味で、申し上げたつもりであります。

○久下政府委員 その点がわからないのであります。されば以上お尋ねしても、はつきりしたお答えは得られないと思うので、次に移ります。

この国民健康保険の料率はすでに天井をついておるということを、先ほども参考人の方から証言があつたわけであります。そのため、その国民保険料率といふものは、国際的に見て、日本の場合は一体高いのか安いのか。それからそれに伴う医療内容は、やはり国際的水準から見て高いと考えられておるか。あるいは低いと考えられておるか。その点をお伺いたします。

○久下政府委員 たいへんむづかしい御質問で、これまで的確なお答えができないことを遺憾に存じます。先ほどお答えが食い違つかと思います。と申しますのは、今おつしやつておられますが、少し申すまでもなく、個々の診療行為について、一日一剖は何点であるとか、あるいは処方箋料は何点であるとか、盲腸手術は何点であるとかうようなことです。

○久下政府委員 他の例につきましては、先ほどの御要望もございましたので、あわせて私どもが用います資料を後刻差上げることにいたしたいと思います。アメリカのブルー・クロス制度には率はございません。個人と家族には率はございません。ただし、後期差上昇率もまた次第でございます。アメリカのブルー・クロス制度と、四ドル余になると存じます。ところが一方アメリカにおきまして私が承知しておりますのでは、ブルー・クロスという、これは政府の所管でなく、民間の公益法人的な、非営利的な法人のやつておりますが、保険保険制度がございます。これによりますと、一家

をいただくことにいたしまして、必ず実行していただきたいと思います。

それからその次にもう一点お伺いしたいと思うのは、最近日本においてア

メリカの薬の特許や何か使って、製薬会社が盛んにいろいろな薬をつくつてございますので、六ドルが保険料であるといふふうに見てよろしいと思います。そ

ういたしますと、四ドルと六ドルの差額だけ、日本の方がやはり生活水準が低いだけ保険料が低い、こういうことが言えるのぢやないか。これが私の最も高まつた資料に基いてのお答えでございます。

○久下政府委員 それは四ドルと六ドルといふお話をしたけれども、たとえば向うの生活全体と比べて、日本の場合は非常に低いということになるわけですね。しかしながら私がお聞きしているのは、もつとつきりした数字で、つまり保険料そのものではなく、保険料率が千分の幾つというものが出てているのですから、そういう保険料率はほかの国の場合とどうだ、こういうことであります。

○久下政府委員 その例につきましては、先ほどの御要望もございましたので、あわせて私どもが用います資料を後刻差上げることにいたしたいと思います。アメリカのブルー・クロス制度には率はございません。個人と家族には率はございません。ただし、後期差上昇率もまた次第でございます。アメリカの会社の契約ができるまで、これがスイスの会社と日本の会社との間に結ばれまして、今日すでに日本のD.D.T.はもはや外国から輸入する必要がございませんで、外年に輸出要望の引合せ等もある次第でございます。なおストレプトマイシンにつきましては、最近アメリカの会社の契約ができます。これまでおぞらく本年の末になりますが、もはや外國から輸入をしなくては、国内で間に合うであろうといふ見通しがある次第であります。そのように大体においては外國の資本的な授下は日本にございませんで、すべて技術の導入、すなわち技術の契約によ

りまして、その特許の使用料を外国に支払うというような形におきまして、いわゆる外資の導入ないしは外国会社との提携ということが行われておる次第でございます。

○今野委員 その点も今一般的にお話をされておいたので、この点をきょう教えていただきたいということを、個人的にはお願ひしておいたのですけれども、非常に大きづばなお話だつたの

ですが、この問題も、一体どれくらいそれがなされておつて、その技術の使用権といいますか、そういうものの契約がどれくらい薬の原価に入るものか。つまりどれくらいの負担になつておるか。この点もひとつせひとと資料で教えていただきたいと思ひます。

それから最後に、以上総合したところでお尋ねしたいのであります。先ほどからのお話によりますと、大体国

民の負担の限度はすでに来ておる。そ

のために研究しておる医者に対する報酬といふものも、非常に飛び上ると思ひます。大体現状をもとにすると以上は、昭和二十三年度を基礎にして考えておると見て大体さしつかえない程度であります。それから薬の方につい

ては、これは国際的な水準あるいは材料の高いものなどでは、ややそれより高いという点が明らかになつたわけでもあります。それから上でのこの法案を実行して、そして全体の診療費を上げるために、一体どこまどろ直

する以上、厚生省としても相当確固た

る見通しを持つていなければならぬのは、はずなんですが、今までいくら聞いて

もそれがわからなかつたのです。その

点についてなお役所できまつてないな

らば、さつき便利な言葉がありました

が、何とか個人でもけつこうですか

ら、もう少しあつくり見通しを教

えていただきたい。そうでないと非常

に見当がつきにくいわけなんです。

○久下政府委員 総返し申し上げてお

りまして、しかもそれがあまり抽象的

な申し上げ方でありますために、御了

解をいただけないのではないかといふ

ふうに懸念をいたすのであります。実

は具体的に申し上げられない事情もあ

るのでござります。と申しまするの

は、作業としてはこれからの問題でございまして、かよな方針をおきめ

いたたくことによりまして、私どもはその線に沿つてもう少し実態的な調査もいたす予定をいたしております。

それから最後に、本年度におきましては、医療費に関する若干の調査の予算もいただいております。それをこの問題に充當いたしまして、具体的な資料を集めたいと

申します。そこでやるんだといふ話だつた。この間はやはり増すかも知れない。どう

対する免税とか、あるいは国庫補助とか、そういうことで考えなければならぬというお答えだつたのですが、

きようそいう点に少しも触れられてないところを見ると、やはりそういう免税とかあるいは国庫補助といふことは、全然考慮に入らないといふことになるわけですが。

○久下政府委員 私がくどく申し上げ

ます。そのために先般も——私の直接の所管ではございませんけれども、保険

会保険の受診率は高まりつございま

す。そのため先般も——私の直接の

所管ではございませんけれども、保険

会保険の値上げのための法律改正をお願

いいたしたようなこともござります。

を上げないという方針で作業をして参

つて、いよいよ具体的な診療行為につ

いて、特定な金額が出て参りました場

合に、医師会あたりがそれで納得する

かどうか、そういうとき若干の問題

があると思いまして、実は言葉を濁し

て、補正予算について厚生当局として

はどりうふうな働きかけをしており

ますか。

○久下政府委員 社会保険の給付金に

対する国庫負担の問題につきましての

御質問と拜顕いたしましたが、このこ

とは、私の立場上お答えいたすのは適

切でございませんし、また薬務局長と

とも同様と存しますが、ちよほどこ

と、總額はかわらない、かえないとい

うと思います。

○今野委員 そうするとおとといでし

たか、いろいろな質問に対するお答え

の中でも、私もお答えいたいたことを

覚えておるのですが、今のお話です

と、總額はかわらない、かえないとい

うことです。これが、これまで考慮しない、こ

ううことなんですか。

○久下政府委員 その点は、昨日政務

次官からお答えを申し上げてあります

通り、現状におきましても年々刻々社

会保険の受診率は高まりつございま

す。そのため先般も——私の直接の

所管ではございませんけれども、保険

会保険の値上げのための法律改正をお願

いいたしたようなこともござります。

○福田(昌)委員 私どもといたしま

しては、きわめて不満足な御答弁でござ

いましたが、どうか厚生当局におかれ

ましては、保険給付金といふものは焦

眉の急を告げておる重大な問題だとい

うお考えのもとに、保険給付金に対す

る国庫補助に対しまして、一層積極的

な御努力を早急にお願いしたいと存す

る次第であります。

それから、これは質問じやございませんで、私の裏面でございますが、先般参議院におきましたいわゆる医薬分業法案が審議されておりましたときに、ラジオの家庭婦人の時間に、妻翁局のある課長さんのお話を聞いたといふことを強調されたとあります。医薬分業はいわゆる政府の原案が最も適正であつて、医薬分業は非常にいいのだといふことを説明されたとき、厚生当局は修正案が通りましたとき、厚生当局はこの修正案の説明があたりまして、御熱心の余り非常に行き過ぎた説明をなさつた。また看護婦さん、産婆さんの団体などにおいて話されたことも聞き及んでおるのであります。こういうような厚生省のたびへにわたります。ところの法律案に対しまする意見、要望を述べました形なり、あるいはまだ法案の説明にあたりまして、御熱心の申し上げる次第でございます。そうしてこの盛られました内容を、行政当局といたしましては、十分に民主的に運営することに、重点を置いていたいということをお願い申し上げておきます。

○松永委員長 この際ちよつとお詫びいたしますが、先刻高橋参考人から、本案について違憲立法のおそれがあるのではないかとの意見の陳述がありました。有田、高橋の各委員からもこの点についての質疑があり、本委員会としましても、審議上の重大な問題としてその審査方を要望せられた

のであります。もとより内閣が国会に提出する以上、内閣自身が違憲立法にあらずとの確信のもとに提出されましたことが予想されるのであります。これは、ラジオの家庭婦人の時間に、妻翁局のお話を聞いていたといふことを強調されたとあります。医薬分業はいわゆる政府の原案が最も適正であつて、医薬分業は非常にいいのだといふことを説明されたとき、厚生当局はこの修正案が通りましたとき、厚生当局はこの修正案の説明があたりまして、御熱心の余り非常に行き過ぎた説明をなさつた。また看護婦さん、産婆さんの団体などにおいて話されたことも聞き及んでおるのであります。こういうような厚生省のたびへにわたります。ところの法律案に対しまする意見、要望を述べました形なり、あるいはまだ法案の説明にあたりまして、御熱心の申し上げる次第でございます。そうしてこの盛られました内容を、行政当局といたしましては、十分に民主的に運営することに、重点を置いていたいことをおきたいと申します。

○松永委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長からその出席を求めることにいたします。出席されるまで点だけ伺います。

○松永委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長からその出席を求めることにいたします。出席されるまで点だけ伺います。

○久下政務委員 昨日医務局長がおどり行きました御意見がありましたが、これの施行にあたつては、そういうことを厳に戒めていたいたくようお願ひ申し上げる次第でございます。そうしてこの盛られました内容を、行政当局といたしましては、十分に民主的に運営することに、重点を置いていたいことをおきたい申します。

○松永委員長 この際ちよつとお詫びいたしますが、先刻高橋参考人から、本案について違憲立法のおそれがあるのではないかとの意見の陳述がありました。有田、高橋の各委員からもこの点についての質疑があり、本委員会としましても、審議上の重大な問題としてその審査方を要望せられた

者に対して朝、晩、晚と処方箋を書いて投棄し——私は医学上の専門語は知りませんけれども、教育学ではこれを試行錯誤法といいます。そういうよ

うな試験的な投薬を与えて行く場合に、注意によつて医師がこれを行ふの

に、処方箋を作成的に発行しなかつたいうことで處罰を受けては、善良な医師は迷惑でございますし、また作

者のに対することが患者の治療上特

に、善意によつて医師がこれを行ふの

に、処方箋を作成的に発行しなかつたいうことで處罰を受けては、善良な医師は迷惑でございますし、また作

者のに対することが患者の治療上特

に、善意によつて医師がこれを行ふの

に、処方箋を作成的に発行しなかつたいうことで處罰を受けては、善良な医師は迷惑でございますし、また作

者のに対することが患者の治療上特

に、善意によつて医師がこれを行ふの

に、処方箋を作成的に発行しなかつたいうことで處罰を受けては、善良な医師は迷惑でございますし、また作

者のに対することが患者の治療上特

に、善意によつて医師がこれを行ふの

のであります。もとより内閣が国会にて提出する以上、内閣自身が違憲立法にあらずとの確信のもとに提出されましたことは想されるのであります。これは、参考人がたま／＼政務部内の一員であるとしても、それによつて政府内部に意見の対立があると断することももちろん早計であります。たまたま参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがありますが、たまたま参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残 paramString

ます。そこで、参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残ることがあります。本委員会としましてもはなはだ遺憾であります。参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残 paramString

ます。そこで、参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残 paramString

ます。そこで、参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残 paramString

ます。そこで、参考人が法務府の検事の職にありますことから、今後この点について疑点が残 paramString

いたしまして、政府の努力に期待いたしました。医療費の値上がりはないものもあるとしても、今より後におきましての課税の減免、あるいは社会保険の医療給付に対する国庫の助成が実現を期待いたしまして、この心配はないものと存するのであります。

さらに国民の心配の第二は、医薬が分離いたしますれば、お医者にかかる不便が起きはしないかという点でございます。この法案によりますれば、薬局の普及が十分でないとされる地域で診療を行ふ場合には、例外を認められますし、さらに参議院の修正において、からだをなおす。そのため各種の不便が起きはしないかという点でござります。

この法案によりますれば、医師または歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合には、医師、歯科医師において薬剤を交付することができるとしていることに相なつております。

この心配である不便になります。それが専門的分野において学識をみがき、さらに技術の向上を目指し、お互に手を取り合つて國民の医療向上のために盡くされることは、私どもの期待して待つておるところでござります。ただ本日の委員会におきまして、法務府の一検事の投じました波乱があつたのでござりますが、これまただいまの意見長官の意見によります。ただ本日の委員会におきまして、ここに初めて医と薬とが徹底的に分離するという原則が打ち立てられ、七十

年にわたることのむずかしい論争に終止符を打つということにつきましては、これまでに医師会、歯科医師会、薬剤師会のいろいろな御労苦、またさらには参議院の厚生委員会におけるお骨折り、また政府御当局の御苦心の点に敬意を表すると同時に、医師会、歯科医師会、薬剤師会並びに政府といふなり、この執行実施に当る機関、これらには非常に大きい責任が附加せられたのであります。執行並びに実施につきましては十分円滑にして、この法の目ざす実現の方向に十分なる御努力をされることをお願いいたしまして、私の賛成討論を終る次第でござります。

○松永委員長 次は福田昌子君。

多年にわたりますいわゆる医療分業法案に対しまして、今日一つの結論を得ましたことは、まさに同慶にたえないところでござります。私は日本社会党を代表いたしまして、参議院回付になりますところの本修正案に全面的賛意を表するものであります。どうかこの法案の施行にあたりましては、厚生省当局におかれましては、その運営の妙を生かされまして、十分本法案が民主的に運営せられるよう御努力あらんことをお願い申し上げたいのであります。また医師会、歯科医師会、薬剤師会における御努力あらんことをお願い申し上げたいのであります。また医師会、歯科医師会、薬剤師会における御努力あらんことをお願い申し上げたいのであります。また医師会、歯科医師会、薬剤師等の人々に対しましては、十分なる御了解を得たわけあります。なお実施にあたりましては、三者が協調いたしまして仲よく手を握りまして、国民の疾病の治療と国民健康保全のために、一層の努力を本法によりまして払いますよう、お互いに努力を傾注いたしますことをお願い申し上げたいの

あります。年にわたりることのむずかしい論争に終止符を打つということにつきましては、何といたしましても国庫による補助金以外にはその解決の策を見出しえません。この執行実施に当る機関、これらには非常に大きい責任が附加せられたのであります。執行並びに実施につきましては十分円滑にして、この法の目ざす実現の方向に十分なる御努力をされることをお願いいたしまして、私の賛成討論を終る次第でござります。

○松永委員長 多年にわたりますいわゆる医療分業法案に対しまして、今までは十分円滑にして、この法の目ざす実現の方向に十分なる御努力をされることをお願いいたしまして、私は賛成討論を終る次第でござります。

○松永委員長 今野武雄君。次に医療の社会化につきましては、金の二割の国庫補助を早急に断行いたしまして、何とぞわれますよ。この点も要望いたしますのであります。

○松永委員長 今野武雄君。次に医療の社会化につきましては、金の二割の国庫補助を早急に断行いたしまして、何とぞわれますよ。この点も要望いたしますのであります。

○松永委員長 今野武雄君。次に医療の社会化につきましては、金の二割の国庫補助を早急に断行いたしまして、何とぞわれますよ。この点も要望いたしますのであります。

○松永委員長 今野武雄君。次に医療の社会化につきましては、金の二割の国庫補助を早急に断行いたしまして、何とぞわれますよ。この点も要望いたしますのであります。

○松永委員長 今野武雄君。次に医療の社会化につきましては、金の二割の国庫補助を早急に断行いたしまして、何とぞわれますよ。この点も要望いたしますのであります。

承を願います。

なおこの際重ねて申し上げますが、
一昨日御了解を得ました閉会中審査の
件、その審査事件はたゞいまのところ
ハイアライ競技法案、医療制度に関する
件、公衆衛生、社会保障、婦人兒童
保護、遣家施等の援護に関する件等で
ございますが、右につきまして委員派
遣、小委員会設置等に關しましては、
委員長に一任されているのでございま
すが、さよら心得ておりますから、ど
うか御了承願いたいと存じます。
本日はこれをもつて散会いたします

午後六時三十六分散会

〔参照〕

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案（内閣提出、參
議院送付に關する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕